

産業建設常任委員会

日 時 令和7年5月14日（水）午前10時00分～
場 所 全員協議会室

1 開議

2 行政報告

【まちづくり推進部】

（１）少子化対策等に伴う住宅関係補助金の制度拡充について

【産業観光部】

（１）こどもファーストクーポン事業について

（２）京都・保津川花火大会について

3 その他

産業建設常任委員会

【行政報告】

少子化対策に伴う住宅関係補助金の制度拡充について

資料

令和7年5月14日

まちづくり推進部 建築住宅課

少子化対策等に伴う住宅関係補助金の 制度拡充について

令和7年5月14日
まちづくり推進部建築住宅課

移住・定住促進にむけて

○背景

- ・第5次亀岡市総合計画 …第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり
第3節 コミュニティ・市民協働・移住定住

★課題

人口減少や少子高齢化が進む集落地において、空き地、空き家の活用や住民主体のまちづくりなど、地域活力の維持活性化につながる取り組みが必要

- ➡ § 1. 移住・定住等関係補助金
- ➡ § 2. 少子化対策等に伴う住宅関係補助金

§ 1. 移住・定住等関係補助金 一覧

移住促進住宅 整備事業 (移住者への補助)	1,800,000円 (10/10補助)	亀岡市外から移住された人が、移住促進特別区域内にある空き家・空き地バンクに登録されている空き家を取得・賃貸し居住する目的で改修する場合に必要な経費を補助 ・自治会など地域団体が空き家を買上げまたは借上げ、移住者に向けてお試し住宅、シェアオフィスとして活用する目的で改修に必要な経費を補助
空き家流動化 促進事業 (空き家所有者への補助)	100,000円 (10/10補助)	【家財撤去に係る補助】 亀岡市外から移住された人が、移住促進特別区域内にある空き家・空き地バンクに登録されている空き家を取得・賃貸する場合に、空き家の所有者が家財の撤去に必要な経費を補助
地域受入体制 整備促進事業 (地域団体などへの補助)	500,000円 (10/10補助)	移住促進特別区域内にある地域団体(自治会など)が行う、移住者を受入れるための事業(移住促進パンフレット作成など)を対象に、その必要な経費を補助

§ 1. 移住・定住等関係補助金 一覧

起業支援事業 補助金 (移住者への補助)	3,000,000円 (2/3補助)	亀岡市外から移住された人が、移住促進特別区域内にある空き家や空き施設などを改修・増築して店舗や事務所を開設して起業する場合、その整備に必要な経費を補助
空き家流動化 事業補助金 (地域団体等への補助)	① 30,000円 ② 20,000円 ③ 200,000円 (10/10補助)	【地域掘り起し・家財撤去】 ①自治会等の地域団体による働きかけで、空き家・空き地バンクに物件が登録された場合(空き地のみは対象外) ②その物件がマッチングした場合 ③自治会等が空き家所有者の承諾を得て家財撤去した場合

§ 2. 少子化対策等に伴う住宅関係補助金 一覧

多子世帯・三世代同居・近居補助金 (※)	① 1,000,000円 ② 400,000円 ③ 50,000円 (1/2補助)	3人以上の子の世帯・三世代の同居か近居で住宅確保のために必要な経費を補助 ①リフォーム ②購入の仲介手数料 ③賃借の仲介手数料
新婚世帯等支援事業補助金 (※)	① 300,000円 ② 180,000円 (10/10補助)	婚姻やパートナーシップ宣言に伴う住宅購入・賃借・引っ越しに必要な経費を補助 ①夫婦またはパートナーシップ関係にある者の双方が39歳以下・世帯合計所得5,000,000円未満 ②夫婦またはパートナーシップ関係にある者のどちらかが39歳以下・世帯合計所得5,000,000円未満

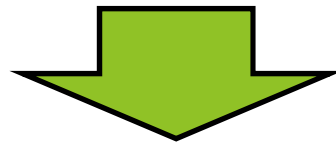
(※)京都府の制度拡充等により内容を拡充するものです。

制度拡充の内容

○令和6年度まで

多子世帯・三世代同居・近居補助金	①1,000,000円 ② 400,000円 ③ 50,000円 (1/2補助)	3人以上の子の世帯・三世代の同居か近居で住宅確保のために必要な経費を補助 ①リフォーム ②購入の仲介手数料 ③賃借の仲介手数料
------------------	---	--

○令和7年度から



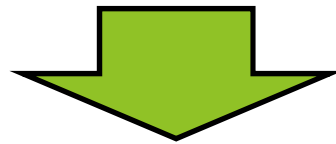
子育て応援支援事業補助金	1子の世帯 最大100,000円 2子の世帯 最大200,000円 3子以上の世帯 最大300,000円 (1/2補助)	子育ての負担軽減に資する リフォーム費用に対し補助 ※三世代同居・近居に該当する 場合は、5万円加算
--------------	---	---

制度拡充の内容

○令和6年度まで

新婚世帯等 支援事業補助金	① 300,000円 ② 180,000円 (10/10補助)	婚姻やパートナーシップ宣言に伴う住宅購入・賃借・引っ越しに必要な経費を補助 ①夫婦またはパートナーシップ関係にある者の双方が39歳以下・世帯合計所得5,000,000円未満 ②夫婦またはパートナーシップ関係にある者のどちらかが39歳以下・世帯合計所得5,000,000円未満
------------------	---	--

○令和7年度から



新婚世帯等 支援事業補助金	一律300,000円 (10/10補助)	婚姻やパートナーシップ宣言に伴う住宅購入・賃借・引っ越しに必要な経費を補助 夫婦またはパートナーシップ関係にある者の双方が39歳以下・世帯合計所得5,000,000円未満
------------------	---------------------------------	---

令和 7 年 5 月
産業建設常任委員会 資料

産業観光部

子どもファーストクーポン事業 実施概要

1 事業の目的

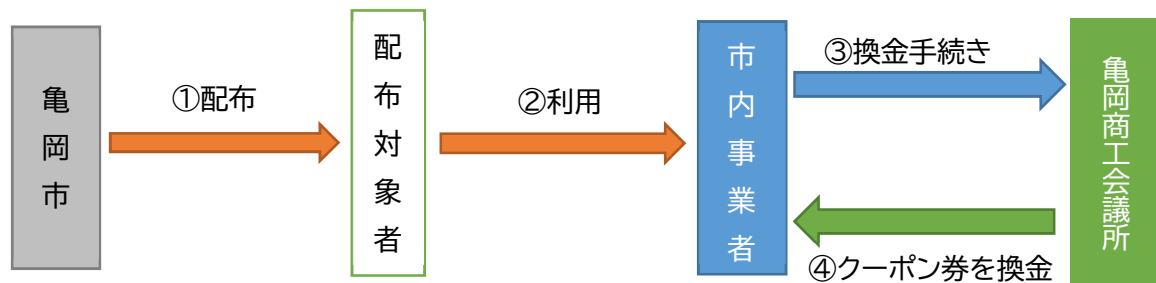
エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う事業者及び子育て世帯の生活支援を目的として、市内サービス業・小売業などを営む対象店舗で利用できるクーポン券を市内の高校生以下の子どもに対し発行する。

2 事業概要

(1)発行クーポン券について

高校生以下の子ども 1 人あたり8,000 円(1枚500円×16枚綴)分のクーポン券を配布し、市内消費を促進すると共に子育て世帯の生活支援を行う。各クーポン券は、会計時 1,000 円につき 1 枚利用できるものとし、換金及び分割使用は不可とする。(例:会計が 3,500 円であればクーポン券は 3 枚まで利用可能)

(実施イメージ)



※クーポン券の利用等については、これまでの「かめおか応援クーポン」と同様

(2)クーポンの配布時期（予定）

令和7年6月中旬より順次対象者へ郵送

(3)クーポン利用期間（予定）

令和7年7月1日（火）から9月30日（火）まで

(4)利用可能店舗

- ・以下のすべてに該当する事業者とする。
 - ア) 本市内でサービス業・小売業などを営む事業者で事前に市に対し登録申込を行っていること
 - イ) 取扱店のサインを掲示していること
- ・店舗登録については9月30日まで随時受付。
- ・店舗一覧は亀岡市 HP 上に掲載。 ※今クーポン事業では、登録店舗の冊子掲載はありません。

3 クーポン券配布対象者

亀岡市在住の高校生以下(2007年(平成19年)4月2日以降生まれ)の子ども

4 クーポン券の取り扱い

(1) 遵守事項

- ・クーポン券は、利用可能店舗での物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・クーポン券の現金への換金は不可
- ・使用期間を過ぎたクーポン券は無効

(2) 利用対象とならないもの

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・ギフト券や切手などの換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にて提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課、公共料金

5 換金手続き

換金手続きについては、「亀岡商工会議所」で手続きを実施。

- ・換金受付期間(予定) 令和7年7月1日(火曜日)～令和7年11月28日(金曜日)

6 実施スケジュール(予定)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 6月中旬 | クーポン対象者への配布(郵送) |
| 7月1日(火) | クーポン利用・換金申請開始 |
| 9月30日(火) | クーポン利用可能期間終了 |
| <u>11月28日(火)</u> | <u>クーポン換金請求期間終了</u> |

過去最大 13,000 発！京都・保津川花火大会を全席チケット制で 8/11 に開催決定 ～市制 70 周年記念大会～

花火大会実行委員会（会長：川勝啓史）は、令和 7 年 8 月 11 日（月・祝）に市制 70 周年記念 京都・保津川花火大会を全席完全有料制で開催します。今大会では、昨年度よりもさらに充実した花火鑑賞にご期待ください。

公募により決定した「京都・保津川花火大会」の愛称で開催される初めての花火大会です。

大会の愛称が「京都・保津川花火大会」に決定しました

亀岡市が市制 70 周年を迎えることを記念して、花火大会を通して市民がさらにふるさとへの誇りや愛着を深めるとともに、市外へのシティープロモーションによる地域経済の活性化と観光振興がさらに効果的に図れるよう花火大会の愛称を募集しました。

選考の結果、当花火大会の愛称を「京都・保津川花火大会」に決定しました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

市制 70 周年特別企画

■過去最大規模での開催

過去最大発数 13,000 発の花火を打ち上げます。

（参考）前回大会 10,000 発



■ドローンショーの規模拡大

過去最大機数 500 機のドローンによるドローンショーを開催。

ドローンショーでは、ドローンで企業名やロゴを掲出できる特別協賛を募集する予定です。

（参考）前回大会 300 機

開催概要

◆開催日時：令和 7 年 8 月 11 日（月・祝）

◆開催場所：亀岡市保津橋上流

◆亀岡市民特別販売：令和 7 年 6 月 1 日～令和 7 年 8 月 10 日（予定）

販売場所：かめまるマート（JR 亀岡駅 2 階 観光案内所）

◆有料観覧席先行販売：令和 7 年 6 月 1 日～売り切れ次第終了（予定） ※一部席種のみ

◆有料観覧席一般販売：令和 7 年 7 月 1 日～8 月 10 日（予定）

【本件に関するホームページ】 <https://www.kameoka-hanabi.com/>

【お問い合わせ先】保津川花火実行委員会（亀岡市産業観光部 商工観光課 担当係長：橋本^{はしもと}）

TEL：0771-25-5033 E-mail：kameokashiminhanabitaikai@gmail.com

安心・安全に楽しむための「全席事前購入チケット制」



近年、多くの花火大会で課題となっている混雑と安全確保について、本大会では全ての来場者に安心して快適に観覧いただけるよう、会場周辺の観覧エリア全て（約 28,000 席を予定）を有料・事前チケット制とし、18 種類の販売を予定しています。

昨年度、一部実施した当日券の販売は一切ございません。

これにより、過度な混雑を避け、ゆったりとしたスペースで花火をお楽しみいただけます。必ず事前にチケットを購入して来場してください。

※チケット枚数は、帰宅時の交通計画や安全に花火を楽しんでいただく環境を想定して設定しています。そのため、**チケット未購入での来場（会場周辺での観覧も含む）は、会場周辺および電車利用者の安全確保に甚大な悪影響を及ぼします。**また、帰宅困難者の発生などにもつながる可能性がありますので、絶対にご遠慮ください。

市民限定！特別価格で花火を観覧

一般販売に先駆け、市民限定の特別チケットの先行販売を開始します。

昨年よりもさらにお得に屋台や花火を楽しんでいただけます。

◆販売期間 令和 7 年 6 月 1 日（日）～8 月 10 日（日）

◆販売内容

対象エリア	市民価格	一般価格	席の特徴
プレミアム席	3,000 円	6,800 円	打ち上げ場所から 300m 地点にパイプ椅子が設置された指定席。花火を見上げるほどの間近から迫力のある花火大会を鑑賞することが出来ます。
立見エリア	1,000 円	3,300 円	打ち上げエリアの近くから花火を鑑賞できる立見の自由エリア。エリア内ではお好きな場所から花火を楽しんでいただけます。

※プレミアム席・立見エリアの一般販売は 7 月を予定

※両席、屋台の利用可

◆購入場所 かめまるマート（JR 亀岡駅 2 階 観光案内所）

営業時間 9:00～17:00

※購入には住所がわかる本人確認書類が必要

【本件に関するホームページ】 <https://www.kameoka-hanabi.com/>

【お問い合わせ先】 保津川花火実行委員会（亀岡市産業観光部 商工観光課 担当係長：橋本^{はしもと}）

TEL：0771-25-5033 E-mail：kameokashiminhanabitaikai@gmail.com